

香川県産業技術センター研修生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、香川県産業技術センター（以下「センター」という。）が、企業又は教育機関より派遣された技術者等（以下「研修生」という。）に、専門技術の習得又は実務の経験をさせるために実施する研修について必要な事項を定めるものとする。

(申 請)

第2条 研修生を派遣しようとする者（以下「申請者」という。）は、研修生受入申請書（様式第1）を香川県産業技術センター所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

(契 約)

第3条 所長は、前条の申請に係る研修がセンターの業務と密接な関係を有し、かつ、センターの業務に支障がないと認めるときは、申請者と研修に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 研修契約書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 研修の題目
- (2) 研修の目的
- (3) 研修の内容
- (4) 研修生の氏名及び所属・職又は在籍学部・学科
- (5) 研修期間
- (6) 研修の実施場所
- (7) 第6条から第12条までに規定する事項
- (8) その他研修を行うために必要な事項

(研修責任者)

第4条 所長は、研修生の受入れにあたって、その指導責任者及び指導担当者を定めるものとする。

(研修期間)

第5条 研修期間は、原則として1週間以上6月未満とする。

(研修料)

第6条 研修に要する経費は申請者の負担とし、申請者は契約で定める研修料を県に前納しなければならない。ただし、所長が認める場合は、この限りではない。

- 2 研修を終了又は中止したときに、前項に基づいて納入された研修料に不用が生じた場合は、申請者は、所長と協議のうえ、不用となった額の返還を県に請求できるものとする。
- 3 研修期間の延長等により、第1項に基づいて納入された研修料に不足が生じるおそれが発生した場合は、当該経費の負担について、所長は申請者と協議するものとする。

(研修生の服務等)

第7条 研修生は、研修生服務心得を遵守しなければならない。

(損害賠償義務)

第8条 研修生がセンターの物品等の利用に際し、故意又は過失によりセンター又は第三者に損害を与えた場合は、申請者はそのすべてを賠償しなければならない。

(危険負担)

第9条 研修生が事故等により被害を受けた場合は、その危険負担は、申請者が負うものとする。

(研修の中止)

第10条 所長は、次の各号いずれかに該当すると認める場合は、研修を中止するとともに、申請者に通知するものとする。

- (1) 研修生又は申請者が、この規程に定める事項に違反したとき。
- (2) 研修の目的の達成が困難であると認めるとき。

(成果の公表)

第11条 申請者は、研修生が研修によって得られた成果を公表するときは、あらかじめ、所長の承認を得なければならない。

(産業財産権)

第12条 研修において、発明、考案及び意匠の創作を行ったときは、その取扱いは香川県産業技術センター共同研究要綱の例によるものとする。

(終了証)

第13条 所長は、研修生が所定の研修を終了し、かつ、申請者の申出があったときは、終了証を交付する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は、所長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第1)

研 修 生 受 け 入 れ 申 請 書

平成 年 月 日

香川県産業技術センター所長 殿

申請者 住所又は所在地
名 称
代表者職氏名

貴センターにおいて下記のとおり当（社社員・学学生）に研修を受けさせたいので、香川県産業技術センター研修生規程第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 研修の題目

2 研修の目的

3 研修の内容

4 研修生の氏名、所属等

番号	氏名	所属・職又は 在籍学部・学科	担当業務 又は専攻	勤続年数 又は学年	研修期間 (週5日未満の場合は 詳細に記載のこと)	研修の実施場所	備考
計	名						

5 添付書類

申請者が企業の場合は、①、②、④、⑤を、教育機関の場合は③～⑤を添付すること。

- ① 会社定款 1通
- ② 会社経歴 1通
- ③ 要覧 1通
- ④ 研修生の履歴書 各人ごと
- ⑤ 誓約書 各人ごと